

主任（監理）技術者の工事現場への専任義務の緩和について

平成29年2月1日

このことについて、次のとおり改正します。

1 改正内容

請負金額3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置される主任（監理）技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとしていますが、一定の要件のもとに専任の義務を緩和します。

2 専任義務の緩和を認める要件

次のいずれかに該当する場合、主任（監理）技術者の工事現場への専任義務を緩和します。

- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない場合
- (2) 倉敷市水道局工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合
- (3) ポンプ、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている場合
- (4) その他、工事現場において作業等が行われていない場合

3 手続き

緩和措置を希望する場合は、所定の様式に必要事項を記入・押印の上、監督員に2部提出し、協議を行ってください。

なお、協議を行った後、専任を要しない期間に変更が生じた場合についても同様の協議を行ってください。

4 改正時期

平成29年2月1日以降公告分

5 その他注意事項

3の協議により専任義務を免除された者は、専任を要しない他の工事へ主任技術者等として配置することができますが、新たに配置される他の工事の履行期限（検査合格までに見込まれる期間等を含む。）が専任を要しない期間の範囲内であることが条件となります。

【問合せ先】

倉敷市水道局水道総務課

電話 (086) 426-3655